

# 東広島市農業委員会令和元年8月（第8回）総会議事録

- 1 開催日時 令和元年8月30日(金) 午前9時30分から10時30分まで
- 2 開催場所 市役所本館4階 402, 403会議室
- 3 出席委員 21人

## 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	小倉 亜紗美	3	長原 毅
4	清水 寿昭	5	森原 敏昭	6	岡本 義則
7	古本 啓之	8	脇坂 俊之	10	台川 洋子
11	杉本 源藏	12	加栗 建男	13	窪田 恒治
14	佐伯 隆弘	15	田辺 寿孝	16	黒川 克輝
17	小池 智慧登	19	在間 千鳥	20	瀬戸 則昭
22	住井 正美	23	木原 省五	24	立川 万里子

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名
9	原 茂正	18	古川 国昭
21	岡土居 正弘		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 19番 在間 千鳥 委員 20番 瀬戸 則昭 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画

(農地中間管理機構関係分)の決定について

議案第 34 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地  
利用配分計画案に対する意見決定について

議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第 33 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

報告第 34 号 裁判所からの農地等の現況に係る照会に対する回答について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	加二谷 達 雄	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係長	法 専 信次郎	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	菊 田 直 紀	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長	貞 清 良 成	
生活環境部豊栄支所地域振興課主査	岡 本 美由紀	
生活環境部河内支所地域振興課主査	木 村 ゆかり	

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	瀬 野 健 士
産業部農林水産課担い手支援係主事	小 田 祐 平

議長	<p>それでは、これより8月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>在任委員数24人中21名の方の委員さんのご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、定足数に達しているということで会議は成立していることをご報告いたします。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定によりまして、19番の在間委員さん、それから20番の瀬戸委員さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和元年8月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>それでは、会期は令和元年8月30日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、計画内容については、農林水産課さんより説明していただきまして、個々の内容の質問については、農業委員会の事務局に委任されているために、事務局から答弁をさせていただきます。</p> <p>それでは、農林水産課のほうからよろしくお願いいたします。</p>
小田主事	<p>議長、農林水産課小田です。</p> <p>私からは、総会議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明させていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の賃借権設定と所有権の移転に係るもので、賃借権設定は50件、総面積は124,885.14㎡となっております。所有権の移転は1件で、総面積は4,531㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、9月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
定井農地保全係長	<p>議長、事務局定井です。</p> <p>事務局からは、利用集積率についてご説明いたします。</p> <p>今回の利用権設定、また後ほどご審議いただきます農地中間管理機構関係も、議案どおりにご決定いただきますと利用集積率は23.29%になります。前回5月10日公告時点での利用集積率が23.16%でしたので、0.13ポイントの増となります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>只今、農林水産課、事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>それでは、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご質問がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この議案第33号で農地中間管理機構により集積しました農地は、全て次の議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画</p>

議 長	案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。したがって、農地中間管理機構を介した農地の賃借という点で密接に関連しておりますので、議案第33号と議案第34号は併せて説明をお願いしたいと思います。ご異議はございませんか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、この案件も東広島市長から意見を求められておるため、議案第33号と議案第34号を併せて農林水産課から説明をお願いいたします。
瀬 野 農林水産課 課 長 補 佐	<p>議長、農林水産課瀬野です。</p> <p>それではまず、総会議案の議案第33号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>座って説明させていただきます。</p> <p>今回、議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）は2件、7,131㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、9月5日付で公告することとしております。</p> <p>続きまして、総会議案の議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>今回、議案として提出しております農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定によりまして、農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。農業委員会からの意見聴取を経まして、農地中間管理機構と農地の受け手である各担い手との間で利用権設定を行うための農用地利用配分計画を、農地中間管理機構の策定の上で知事の認可を受けることとなっております。</p> <p>内容につきましては、先ほどの議案第33号でご説明させていただきました利用集積計画書によりまして、農地中間管理機構が中間管理権を取得する筆の全てにつきまして、農地中間管理機構と受け手となる担い手に、経営体との間で賃借権を設定するものでございます。したがって、申込筆数及び申込面積につきましても、先程、ご説明いたしました内容と同様となります。詳細につきましては資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用配分計画案原案につきましては、本日の総会においていただいたご意見を農地中間管理機構に報告することとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今、農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。ございませんか。</p>
	< なし >
議 長	<p>それでは、ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この議案は先ほど議案第33号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>それでは、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>

	< なし >
議 長	ないようでございますので、それでは採決に入ります。 議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第34号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 農林水産課の瀬野課長補佐、小田主事様、ありがとうございます。それでは、退席のほどお願いいたします。
	< 瀬野課長補佐、小田主事、退室 >
議 長	それでは次に、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田主任	議長、事務局和田です。 それでは、総会議案の4ページをご覧ください。 それでは、議案第35号について説明いたします。 今月は8件の申請がありました。内訳は7ページをご覧ください。 田21筆、18,951.74㎡、畑2筆、702㎡、合計23筆、19,653.74㎡です。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、86-1について説明します。 ●●の南東1.9kmのところ、親族間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、87-2について説明します。 ●●の北500m及び800mのところ、親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、88-3について説明します。 ●●の北西630mのところ、兄弟間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積は今回の申請により3,247㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。 続いて、89-4、90-5について、関連しますので一括して説明します。 ●●の南西650m及び北西1.1kmのところ、交換のため所有権を移転するものです。交換により、受人、渡人ともに作業効率がよくなるため申請するものです。番号89-4は農地所有適格法人であり、代表を含め3人の役員が農作業に従事しています。番号90-5は3人の労働力があり、それぞれ必要な農機具も保有されています。 続いて、91-6について説明します。 ●●の南1kmのところ、贈与のため所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、92-7について説明します。 ●●の西1.4kmのところ、自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、93-8について説明します。 ●●の北東400mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上の8件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がございました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

	< なし >
議 長	それでは、これよりご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 よろしいですか。
	< なし >
議 長	それでは、ないようでございますので、採決に入ります。 議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
法 専 農 地 係 長	議長、事務局法専です。 議案の8ページをご覧ください。 議案第36号でございます。 今月は6件の申請がありました。内訳は10ページをご覧ください。 田13筆、7,838㎡のうち、転用面積5,856㎡、畑1筆、1,930㎡、合計14筆、9,768㎡のうち、転用面積7,786㎡です。 内容につきましては、着席にて説明申し上げます。 それでは、9ページの23-1でございます。 共同住宅及び駐車場への転用事案です。申請者は●●に居住しています。このたび、共同住宅及び駐車場を建設するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北150mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。 続いて、24-2でございます。 残土処分場への一時転用事案です。申請者は●●に居住し、建設業を営んでいます。本件は、平成28年1月13日付で許可した案件において計画変更が生じ、申請地を一体的に残土処分場として使用することになったため、このたび事業計画変更申請とともに農地法第4条の許可申請書が提出されたものです。なお、申請地は令和4年8月29日まで一時転用しようとするもので、農地法第5条の許可申請と合わせて申請されております。また、一時転用期間終了後は畑として復元する計画です。なお、普通河川及び土砂条例の変更につきましては、担当部局、建設部のほうに提出されております。 続いて、25-3でございます。 駐車場及び駐輪場への転用事案です。申請者は●●に居住し、税理士事務所を営んでいます。このたび、来客用の駐車場と駐輪場を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南南西300mに位置する第2種農地です。 続いて、26-4でございます。 共同住宅及び駐車場への転用事案です。申請者は●●に居住しています。このたび、共同住宅及び駐車場を建設するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東600mに位置する第2種農地です。なお、道路工事施工承認と道路占用につきましては許可済みであり、建築許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。 続いて、27-5でございます。 資材置場及び駐車場への転用事案です。申請者は●●に居住し、建設業を営んでいます。このたび、会社近くに資材置場等を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北1.1kmに位置する第2種農地です。申請地は、事前着手が見られたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しております。 そして最後、28-6でございます。 太陽光発電設備への転用事案です。申請者は●●に居住しています。このたび、売電を目的とした太陽光発電施設を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東300mに位置する第2種農地です。

法 専 農 地 係 長	<p>以上の6件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、上程いたしました。今月上程いたしました案件については、意見聴取の対象外であることから、許可してよいか、ご審議をお願いいたします。なお、24-2（残土処分場）の事案につきましては、本議案に合わせ次の議案にて第5条申請をされております。これらは関連いたしますので、第5条申請と同日に許可してよいか、併せてご審議をお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>では、ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、今回の案件は全て広島県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の対象外となっております。</p> <p>それでは、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、9ページの24-2については、先ほども説明がございましたように、第5条の申請分と同時申請です。したがって、第5条申請分が許可されれば許可することに、また、24-2番以外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、9ページの24-2については、第5条の申請分が許可されれば許可することに、また24-2以外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
津山主査	<p>議長、事務局津山です。</p> <p>それでは、総会議案の11ページをご覧ください。</p> <p>議案第37号について説明します。</p> <p>今月は15件の申請がありました。内訳については、総会議案の15ページをご覧ください。</p> <p>田36筆、20,701㎡、畑4筆、1,167㎡、合計40筆、21,868㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、163-1について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、申請地の向かいに居住されていますが、駐車場がないため賃借しており、来年からは子供家族と同居予定であり、車の台数も増えることから駐車場を整備するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北東270mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、164-2について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●入り口北西1,100mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、165-3、166-4は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>共同住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、本申請地に共同住宅2棟を建築し、駐車場も併せて整備するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東860mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、167-5について説明します。</p> <p>残土処分場への一時転用事案です。受人は●●に居住し、土木業を営まれています。本件</p>

津山主査

は、平成28年1月13日付で許可となった案件について、その後事業計画に変更が生じ、申請地も併せて一体的に残土処分場として使用するため、このたび事業計画変更承認申請とともに農地法第5条の許可申請書が提出されたものです。申請地は許可後3年間一時転用しようとするもので、農地法第4条の規定による許可申請と合わせて申請されております。なお、転用後は畑として復元する計画です。申請地は、●●の北西1,200mに位置する第2種農地です。なお、土砂埋立行為変更許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、168-6について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東630mに位置する第2種農地です。

続いて、169-7について説明します。

建売住宅への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建設業を営む会社です。このたび、本申請地に建売住宅4棟を建築、販売するため転用しようとするものです。申請地のうち、地番3269番地は、●●の北東530mに位置し、●●地区として昭和50年度から昭和60年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号のニ「申請に係る農地をこれらに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、第1種農地の割合が全体面積の3分の1を超えないもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。また、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、170-8について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西730mに位置する第2種農地です。

続いて、171-9について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在アパートに家族5人で居住されていますが、手狭なため実家隣接の本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南940mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、172-10について説明します。

資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木業を営む会社です。現在、申請地周辺のかさ上げ等の造成工事を受注しており、今後も続いていくことから、工事に必要な水路用資材や鉄板等を置くための資材置場を整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南310mに位置する第2種農地です。

続いて、173-11と174-12は関連しますので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東740mに位置する第2種農地です。また、申請番号174-12の申請地は形状不整形のため、有効活用面積は小さくなっています。

続いて、175-13について説明します。

一般住宅及び車庫への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、実家に隣接する本申請地に住宅を建築するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西520mに位置する第2種農地です。

続いて、176-14について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。本申請地は、平成30年3月に農地法第5条許可申請され、関係法令の許可待ちとなっていた案件ですが、その後申請者からの取下願を受理し、このたび新しい事業者で申請があったものです。申請地は、●●の南500mに位置する第2種農地です。

続いて、177-15について、説明します。

建売住宅への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび、本申請地に建売住宅34棟を建築、販売するため転用しようとするものです。申請地は、



津山主査	<p>●●の西510mに位置する第2種農地です。本件は、平成31年1月に農地法第5条許可申請され、許可となった案件ですが、このたび譲渡人の事業継続が困難となったため、事業計画変更申請とともに新たに申請があったものです。また、開発行為に基づく地位承継承認の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>以上説明しました15件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号169-7、177-15については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当地区の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p>
杉本委員	<p>11番杉本です。175-13、ちょっと写真を見てください。</p> <p>この申請ですが、申請の隣接地に親の建物が建っています。当初はその家を取り壊して建替えようかと計画されていましたが、この隣接の赤で書いてある土地を●●の方が昨年までは耕作しておられたんですが、譲ってもいいよということになり、今回申請が出たものです。周囲には現在9軒の住宅があります。それで、隣接等にも耕作等にも支障がないので、これはよろしいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そのほかございませんか。よろしいですか。</p>
	< なし >
議長	それでは、これより質疑に入ります。
台川委員	<p>10番台川です。</p> <p>169-7について教えてほしいんですが、これは全部3筆とも第1種農地ですか。何かさっき全体の3分の1を超えないものとかという説明があったのですが。</p>
津山主査	<p>事務局津山です。</p> <p>只今、ご質問いただきました169-7につきましては、先程も述べさせていただきましたけれども、地番3269番34㎡、こちらの筆のみ圃場整備実施済みの第1種農地ということでございます。</p>
台川委員	そのあとの分はどうですか。それは第1種農地じゃない、第2種ですか。
津山主査	はい、その外の2筆については、第2種農地ということで判断しております。
台川委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
議長	今の件は第1種農地がかかっているので、第1種農地に対する許可申請の不許可の例外に当たるということがありまして、第1種農地が3分の1以下であれば不許可の例外に当たるという法律があります。
杉本委員	11番杉本です。167-5の残土処分ですが、これは28年1月13日付で許可して続いてやっていますが、この残土というのは何ですか。
津山主査	<p>議長、事務局津山です。</p> <p>こちらの残土は、今回拡張する際に当たって何かということでもよろしいでしょうか。</p>
杉本委員	残土の中身、内容です。
津山主査	これからの今回の拡張については、30年7月豪雨災害の復旧工事に係る残土処分を受け入れるということで伺っております。
杉本委員	昨年から災害復旧等の残土を入れていきますよね。そういうものですか。
津山主査	はい、そのように伺っております。
杉本委員	先程、第4条でも出ていましたがこれは同じ地区ですか。
津山主査	隣接する筆になっております。
議長	そのほかございませんか。
	< なし >

議 長	<p>それでは、ないようでございますので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、13ページの169-7、15ページの177-15については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」、169-7、177-15については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>報告第31号から報告第34号について事務局の説明を求めます。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>議長、事務局法専です。</p> <p>報告第31号から報告第34号までを一括して説明申し上げます。</p> <p>本件は、東広島市農業委員会規程に基づいて専決処分をしたものです。</p> <p>内容は、着席にて説明申し上げます。</p> <p>報告事項の1ページから5ページをご覧ください。</p> <p>市街化区域内の農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となるものです。</p> <p>1ページから3ページは農地法第4条第1項第7号の規定による届け出を6件、4ページから5ページは農地法第5条第1項第6号の規定による届け出を3件受理いたしました。</p> <p>続きまして、6ページから13ページをご覧ください。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査の結果、19件、計53筆全ての案件につきまして非農地と回答いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項の14ページから15ページをご覧ください。</p> <p>裁判所からの民事執行法による農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査の結果、1件5筆のうち、1筆を非農地、その他4筆につきまして農地と回答いたしました。</p> <p>報告事項は以上です。</p>
議 長	<p>その次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>何かございますか。</p>
杉 本 委 員	<p>11番杉本です。意見です。95-5、●●なんですが、申請地の位置を教えてください。申請者が●●ということなんですが、●●に向かった赤い鳥居があるところの位置ですかね。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>そうですね。突端のところですよ。</p>
杉 本 委 員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他で委員さんのほうから何かございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>事務局のほうは何かありますか。</p>
議 長	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、ないようでございますので、委員の皆様方には大変長時間にわたりまして審議、まことにありがとうございました。</p> <p>それでは、森原会長職務代理さんのほうから次の総会について報告をいたします。</p>
森 原 職 務 代 理 者	<p>それでは、次回9月総会は9月30日月曜日10時から、会場は本庁4階会議室、404号室で予定しておりますので、皆さんご出席をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で8月の総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議長(会長) 19番 在間 千鳥 委員 20番 瀬戸 則昭 委員